

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度

(森林整備課)

一

ページ

告 示

○宮城県告示第四十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和七年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和七年二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

同一の単位とされる
保安林等の区域

皆伐面積の限度(ヘクタール)

水源かん養保安林

本吉地区

三九七・九三

北上川下流

三八五・七一

石巻地区

三九五・一九

迫川地区

一、一三三・五七

江合川上流

六八七・一四

鳴瀬川上流

一、二四四・五四

江合川下流

〇・八六

鳴瀬川下流

二二六・四七

黒川地区

一、三五〇・九五

仙台地区

一、六四〇・五六

白石地区

土砂流出防備保安林

本吉地区

一四・一五

北上川下流

九・二四

石巻地区

二二・二二

迫川地区

七七・一二

江合川上流

二〇八・八八

鳴瀬川上流

二六一・三八

江合川下流

一二・一〇

黒川地区

三八・〇二

仙台地区

七一・三一

白石地区

一二〇・七四

仙台市

五・一八

石巻市

二七・九二

気仙沼市

二四・一四

白石市

三・一八

角田市

二・〇八

登米市

九・九四

栗原市

三・〇二

東松島市

四・三四

大崎市

五七・九八

七ヶ宿町

五・一四

柴田町

〇・九八

丸森町

二・七二

大和町

三・六〇

大郷町

〇・三〇

加美町

六・七二

女川町

一六・九二

南三陸町

〇・八六

石巻市

一六・七六

気仙沼市

二・二〇

東松島市

〇・三八

魚つき保安林

保健保安林

女川町
南三陸町
宮城北部地区
宮城南部地区

〇・八二
〇・九〇
二一・三四
六・九〇